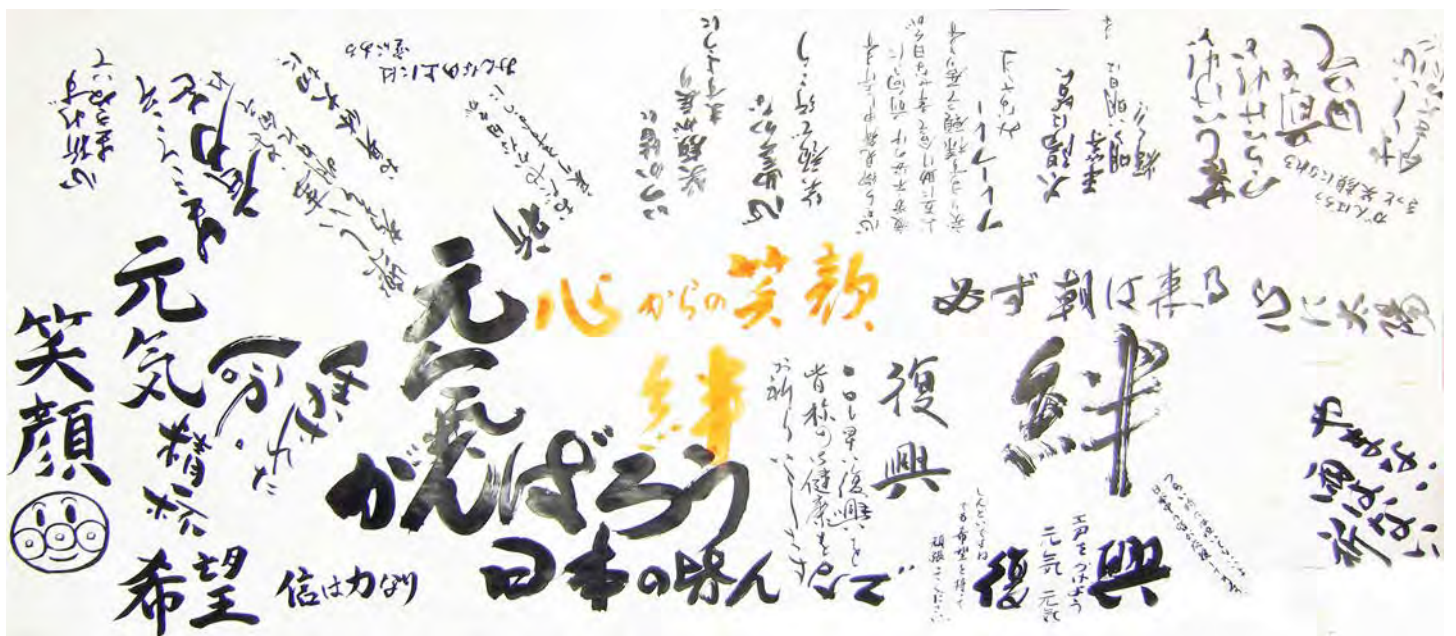


平成28年熊本地震で 被災された皆さまへ

平成28年熊本地震によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

～生活再建に向けて～

平成28年熊本地震被災者支援メニュー
(H28.6.5現在)



益 城 町

被災された皆さまの生活再建に向けて（目次）

No.	種 別	項 目	り災証明書判定(住家)			ページ
			全壊	大規模 半壊	半壊	
1	証明書	り災証明書の交付	—	—	—	1
2	住まい	民間賃貸住宅借り上げ事業(みなし仮設住宅)	○	○	△	1
3	住まい	応急仮設住宅の入居申し込み	○	○	△	2
4	住まい	被災住宅の応急修理	△	○	○	3
5	生活支援	被災者生活再建支援制度	○	○	△	4
6	生活支援	被災家屋などの解体・撤去および処分(公費解体)	○	○	○	5
7	弔慰金・見舞金	日本財団による弔慰金および住宅損壊見舞金の支給	<small>見舞金</small> ○	<small>見舞金</small> ○	—	6
8	弔慰金・見舞金	災害弔慰金・災害障害見舞金の支給	—	—	—	6
9	貸 付	災害援護資金の貸し付け	○	○	○	7
10	環 境	地震による災害ごみについて	—	—	—	8
11	障がい福祉	福祉用具の再給付	—	—	—	8
12	生活支援	入浴施設の無料開放	—	—	—	8
13	教 育	教科書および学用品の支給	○	○	○	9
14	証明書	各証明書の交付手数料の免除	△	△	△	9
15	税	町税の納税猶予	△	△	△	10
16	税	町税の納付期限などの延長	—	—	—	10
17	税	個人町県民税の減免	△	△	△	10
18	税	固定資産税の減免	△	△	△	10
19	税	国民健康保険税の減免	△	△	△	11
20	保 険	後期高齢者医療保険料の減免	○	○	○	11
21	保 険	国民年金保険料の免除	○	△	△	11
22	保 険	@介護保険料の徴収猶予	△	△	△	12
23	保 険	介護保険料の減免	△	△	△	12
24	保 険	医療保険の窓口負担、介護保険サービス利用料の免除	△	△	△	13
25	障がい福祉	@障がい福祉関係サービスの利用者負担の免除	○	○	○	14
26	保育料	保育所など保育料の減免	○	○	○	14
27	使用料	@水道料金および下水道使用料の減免など	—	—	—	14
28	納 付	@公金(税、使用料など)の納付について	—	—	—	15
29	児童扶養手当	@児童扶養手当の所得制限解除	○	△	△	15
30	人材派遣	災害ボランティアの派遣	—	—	—	15
31	情報発信	情報の発信(当面の発信媒体)	—	—	—	15

○=該当、△=場合によって該当

1 リ災証明書の交付

混雑を避けるため、電話による交付日時の予約をお受けすることができます。

【受付期間】

平成 28 年 6 月 9 日（木）～ ※平日、および 6 月末(予定)までの日曜日

【交付場所】

益城町中央公民館講堂

【交付受付時間】

9：00～16：00

◆予約について

お電話をいただいた日から 1 週間までの間で、交付日時の予約ができます。

【予約開始日】

平成 28 年 6 月 8 日（水）～

【予約先】

役場税務課（リ災証明担当） ☎ 096-286-3377

【交付手数料】

無料

【交付に必要なもの】

- 身分証明書（免許証など） ●調査済証（調査済証がなくても手続きできます）
- 委任状（同一世帯でない方が受領する場合）

【問い合わせ先】

役場税務課（リ災証明担当） ☎ 096-286-3377

2 民間賃貸住宅借り上げ事業（みなし仮設住宅）

平成 28 年熊本地震により住家が全壊または大規模半壊の被害を受け、自らの資力では住宅を確保することができない方に対し、応急仮設住宅として民間賃貸住宅を熊本県が借り上げて提供します。

【申込場所】

益城町中央公民館

【受付時間】

9：00～12：00、13：00～16：00 ※平日、および 6 月末(予定)までの日曜日

【対象となる方】

以下のすべての要件を満たす方

- ①平成 28 年 4 月 14 日時点において、熊本県（熊本市を除く）に住所を有する方
- ②今回の災害で住家が全壊または大規模半壊となり居住する住宅がない方
- ③半壊の場合であっても、住み続けることが危険な程度の傷みや、生活環境保全上の支障となっている損壊家屋など、取り壊さざるを得ない家屋の解体・撤去に伴い自らの住居に居住できない方（解体する旨の誓約書の提出が必要です）
- ④自らの資力では、住宅を確保することができない方
- ⑤災害救助法に基づく住宅応急修理制度を利用しない方

【借り上げ条件】

- ①みなし応急仮設住宅としての使用について、貸主から同意を得ているもの
- ②管理会社などにより賃貸可能と確認されたもの
- ③家賃が、1 か月当たり原則 6 万円（対象世帯が 5 人以上（乳幼児を除く）の場合は 9 万円）以下のもの

【入居者が負担するもの】

- ①光熱水費、管理費、共益費、駐車場費、自治会費など
- ②入居者の故意または過失による損壊に対する修繕費用について、退去修繕負担金を上回る場合の不足額

【入居期間】

最長2年

【必要書類】

申込書、住民票、り災証明書など。詳しいことはお問い合わせください。

【問い合わせ先】

益城町住まい支援チーム ☎ 096-289-1480

3 応急仮設住宅の入居申し込み

平成28年熊本地震により住家が全壊または大規模半壊の被害を受け、自らの資力では住宅を確保することができない方に対し、簡単な住宅を仮設し、一時的な住居の安定を図るものです。

【申込受付】

第1次募集は終了しました。第2次募集の申込受付に関しては、決定次第、お知らせします。

【対象となる方】

以下の全ての要件を満たす方

- ①平成28年4月14日時点で益城町に住所を有する方
- ②今回の災害で住家が全壊または大規模半壊となり、居住する家がなく、自己の資力では住家の確保が困難な方
ただし、半壊の方でも一部、特例として内閣府から例示されているのは、次のとおりです。
 - (1) ●二次災害などにより住宅が被害を受けるおそれがある
 - ライフライン（水道、電気、ガス、道路など）が途絶している
 - 地すべりなどにより避難指示を受けている
 - など長期にわたり自らの住居に居住できない方
 - (2) 住み続けることが危険な程度の傷みや、生活環境保全上の支障となっている損壊家屋など、取り壊さざるを得ない家屋の解体・撤去に伴い、自らの住居に居住できない方（解体する旨の誓約書の提出が必要です）
- ③民間賃貸住宅借上げ事業（みなし仮設住宅）や住宅の応急修理の公的援助を受けていない方
※公営住宅などに一時避難として入居されている世帯も申し込みできます。

【入居期間】

最長2年間

【入居費用】

- 住宅使用料／無料
- 光熱水費（電気・ガス・水道料）など／自己負担

【入居者の選定・決定】

入居者の選定および決定は優先世帯を設定し、希望者多数の場合は抽選により決定します。

[入居者選定における優先世帯]

- 身体障害者手帳1級または2級の方がいる世帯
- 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1級を持っている方がいる世帯
- 要介護認定1以上を受けている方がいる世帯
- 3歳以下の乳幼児または妊婦のいる世帯
- 中学生以下の子どもが3人以上いる世帯
- 75歳以上の高齢者がいる世帯

【入居者決定のお知らせ】

入居が決定した方には、申込時に記入していただいた居所への郵送と併せ、受付票の番号を各避難所に掲示するほか、町ホームページなどでお知らせします。なお、入居手続きなどの詳細につきましては、改めて通知します。

【問い合わせ先】

益城町住まい支援チーム ☎ 096-289-1480

4 被災住宅の応急修理

平成 28 年熊本地震により住宅が被害を受け、その住宅に住むための必要最小限の応急修理に要した費用の一部を、町が直接業者に支払う制度です。

【申請期限】

現在、申請受付を行っています。期限については、決定次第、お知らせします。

【受付時間】

9:00～12:00、13:00～16:00 ※平日、および6月末(予定)までの日曜日

【申請場所】

益城町中央公民館

【対象となる方（世帯）】

以下のすべての要件を満たす方(世帯)

①応急修理を行う住家に居住すること

②住宅が半壊または大規模半壊の被害を受けたこと（り災証明が必要）

（ただし、全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合は、申請可能です）

③応急修理によって避難所などへの避難を要しなくなると見込まれること

④応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借り上げを含む）を利用しないこと

⑤必要な書類が揃うこと

※上記の条件を満たす方は、すでに修理されていても申請できます。

【応急修理の内容】

①住宅の応急修理は日常生活に必要欠くことのできない部分であって、必要最小限度の緊急を要する箇所（屋根などの基本部分、ドアなどの開口部、上下水道などの配管、配線、トイレなどの衛生設備）について実施します。

②地震災害と直接関係のある修理のみが対象です。

※内装に関するものおよび家電製品は対象となりません。

【修理完了期限】

決定次第、お知らせします。

【支援内容】

1世帯当たりの限度額／57万6千円

※申請者への支払いは行いません。施工業者へ直接、町が支払います。

※内容の審査を行い、限度額を超える場合および対象外となったものは自己負担となります。

※同じ住宅に2以上の世帯が居住している場合でも、上記の1世帯当たりの額以内となります。

【必要書類】

- 住宅の応急修理申込書
- 修理見積書
- 工事完了報告書
- 誓約書
- 世帯全員分の住民票
- り災証明書
- 申出書（半壊の場合）

【問い合わせ先】

益城町住まい支援チーム ☎ 096-289-1480

5 被災者生活再建支援制度

平成 28 年熊本地震により住宅が全壊または大規模半壊の被害を受けられた方に、生活再建の支援金を支給します。

【対象となる方】

- ①住宅が全壊の被害を受けられた方（世帯）
- ②住宅が大規模半壊の被害を受けられた方（世帯）
- ③居住する住宅が半壊し、または居住する住宅の敷地に被害が生じ、その住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、居住するために必要な補修費などが著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、または解体されるに至った方（世帯）※全壊扱いとなります。

【内容】

支給金の支給額は、以下の 2 つの支給金の合計額となります。

- ①住宅の被害程度に応じて支給する支給金（基礎支援金）
- ②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

区分		①基礎支援金 (被害程度)	②加算支援金 (住宅再建方法)		合計①+②
複数員世帯	全壊世帯	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円
			補修	100 万円	200 万円
			賃貸	50 万円	150 万円
	大規模半壊世帯	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円
			補修	100 万円	150 万円
			賃貸	50 万円	100 万円
単身世帯	全壊世帯	75 万円	建設・購入	150 万円	225 万円
			補修	75 万円	150 万円
			賃貸	37.5 万円	112.5 万円
	大規模半壊世帯	37.5 万円	建設・購入	150 万円	187.5 万円
			補修	75 万円	112.5 万円
			賃貸	37.5 万円	75 万円

※加算支援金（賃貸）には、家賃負担が伴わない「公営住宅の無償提供」、「民間賃貸住宅借り上げ事業」、「仮設住宅」による入居は対象となりません。

【申請期限】

- ①基礎支援金：災害のあった日から、13 か月の間
- ②加算支援金：災害のあった日から、37 か月の間

【手続き】

申請に必要な書類は、被害の状況に応じて異なります。

区分、必要書類		全壊	全壊		大規模半壊	
			半壊により解体	敷地被害により解体		
基礎支援金	①	り災証明書	○	○	○	
	②	滅失登記簿謄本		○	○	
		@敷地被害証明書類			○	
③	@預金通帳の写し	○	○	○	○	
加算支援金	④	@契約書などの写し	○	○	○	○

※「半壊」または「大規模半壊」のり災証明書を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくとは非常に危険であったり、修理するにはあまりにも高い費用がかかるため、これらの住宅を解体した場合には、そのことを証明する法務局発行の「滅失登記簿謄本」が必要です。敷地被害による解体の場合は、上記に加えて、敷地被害を証明する書類(宅地の応急危険度判定結果、敷地の修復工事の契約書など)が必要です。

※世帯主が亡くなっている場合には、死亡された世帯主の住民票除票が必要です。

【問い合わせ先】

役場福祉課（生活再建支援係） ☎ 096-289-1400

6 被災家屋などの解体・撤去および処分（公費解体）

平成 28 年熊本地震により被災し、「り災証明書」で全壊または大規模半壊、半壊と判定された家屋などについて、所有者の申請および同意に基づき、町が代行して公費により解体・撤去を行う制度です。

【対象となる方】

- ① 「り災証明書」で全壊または大規模半壊、半壊の判定を受けた住家、中小企業の事務所、店舗など
- ② 住家の解体と一体的に解体する建造物（小屋、納屋など）や塀など
※単独の小屋は立地状況により補助に該当しない場合があります。

【申請書配布（仮受付）】

現在、申請書を配布しています。

【申請書提出受付開始】

6月15日以降を予定。決定次第、お知らせします。

【必要なもの】

- り災証明書（半壊以上）の写し
- 被害家屋などの現況写真
- 申請者の身分証明書（運転免許証など）の写し

以下、様式は仮受付時に配布

- 申請書
- 建物配置図
- 確約書 ※未相続などの場合に必要
- 同意書 ※持分などがある場合に必要

【解体・撤去時期】

決定次第、お知らせします。

【問い合わせ先】

役場環境衛生課 ☎ 096-289-8077

7 日本財団による弔慰金および住宅損壊見舞金の支給

◆弔慰金

平成 28 年熊本地震によりお亡くなりになられた方および行方不明者の遺族・親族に対して、日本財団から弔慰金が支給されます。

【対象となる方】

- ①平成 28 年熊本地震によりお亡くなりになられた方（関連死も含む）の遺族・親族
- ②平成 28 年熊本地震による行方不明者の遺族・親族

【内容】

お亡くなりになられた方（関連死を含む）、行方不明者 1 人当たり 10 万円

【問い合わせ先】

役場福祉課 ☎ 096-289-1400

◆住宅損壊見舞金

平成 28 年熊本地震により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に、日本財団から見舞金が支給されます。

【対象となる方】

- ①住宅が全壊した世帯
 - ②住宅が大規模半壊した世帯
- ※貸家やアパートなどの賃貸住宅に居住の場合も対象となります。
※住宅が半壊、一部損壊した世帯は対象となりません。
※非住家や事業所は対象となりません。

【内容】

家屋が損壊した世帯に対し、一世帯あたり 20 万円

【問い合わせ先】

日本財団災害復興支援センター熊本支部 ☎ 070-3623-9611

8 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給

◆災害弔慰金

平成 28 年熊本地震によりお亡くなりになった方のご遺族に対して弔慰金を支給します。

【受付期間】

決定次第、お知らせします。

【対象となる方】

平成 28 年熊本地震によりお亡くなりになられた方のご遺族

【内容】

- 亡くなった方が生計維持者 500 万円
- 生計維持者以外 250 万円

◆災害障害見舞金

平成 28 年熊本地震により心身に重度の障害を受けた方に対して、見舞金を支給します。

【受付期間】

決定次第、お知らせします。

【対象となる方】

平成 28 年熊本地震により重度の障がいを受けた方

【内容】

- 重度の障がいを受けた生計維持者 250 万円

- 重度の障がいを受けたその他の方 125 万円

【必要なもの】

- 医師による診断書

【問い合わせ先】

役場福祉課 ☎ 096-289-1400

9 災害援護資金の貸し付け

平成 28 年熊本地震により世帯主が負傷した場合、住居や家財に損害を受けた場合に被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸し付けを行います。

【受付期間】

決定次第、お知らせします。

【対象】

- 世帯主が負傷した場合
- 住居が全壊、大規模半壊、半壊した場合
- 家財の 1 / 3 以上に損害を受けた場合

【所得制限】

世帯人員の平成 26 年分の所得金額の合計

- 1 人 / 220 万円 ● 2 人 / 430 万円
- 3 人 / 620 万円 ● 4 人 / 730 万円
- 5 人以上 / 1 人増すごとに、730 万円に 30 万円を加えた額

ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270 万円となります。

【内容】

被災の状況などに応じて、下記のとおり内容が異なります。

貸付区分		貸付限度額
(1) 世帯主が負傷した場合 (療養に 1 か月以上かかること)	(ア) 家財、住居とも損害がない場合	150 万円
	(イ) 家財の損害が 1 / 3 以上	250 万円
	(ウ) 住居が半壊した場合 (※)	270 万円
	(エ) 住居が全壊した場合	350 万円
(2) 世帯主が負傷しなかった場合 (療養に約 1 か月かからない場合も含む)	(ア) 家財の損害が 1 / 3 以上	150 万円
	(イ) 住居が半壊した場合 (※)	170 万円
	(ウ) 住居が全壊した場合 ((エ) の場合除く) (※)	250 万円
	(エ) 住居の全体が滅失など	350 万円

※被災住居を建て直す際に、残存部分を取り崩さざるをえないなど特別の事情がある場合は、引き上げられます。

※連帯保証人が必要です。

【貸付条件】

- 利率：年 3% (据置期間中は無利子)
- 償還期間：10 年 (据置期間含む)
- 据置期間：3 年 (特別の場合 5 年)

【問い合わせ先】

役場福祉課 ☎ 096-289-1400

10 地震による災害ごみについて

仮置き場を設置し、災害ごみの搬入を受け入れています。

【受け入れ日時】

- 水・木・土・日曜日 9:00～15:00 に並ばれた車両
※天候などの理由により、受け入れを中止する場合があります。
※受け入れ時に住所などの確認をさせていただきます。

【場所】

旧益城中央小学校跡地

【分別区分】

搬入については、次により分別してください。

- ①木(家具) ②木(柱) ③畳・布団類 ④家電4品目(テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン)
⑤パソコン ⑥その他家電(電子レンジなど) ⑦金属ごみ ⑧ガラス・陶磁器
⑨コンクリートくず ⑩瓦類

※取り扱えないもの

- ガソリンや石油など危険物、農薬など取扱困難物
- 土砂、石綿含有物
- 解体業者による解体ごみなど

※ごみステーションで回収する通常の可・不燃ごみなどの受け入れはできません。

※タンスや冷蔵庫などの中身、ストーブ内の灯油などはあらかじめ取り出しておいてください。

※がれき袋などに入れたごみは、袋から出して指定の場所においてください。

※災害がれきをごみステーションに出さないでください。

【問い合わせ先】

役場環境衛生課 ☎ 096-289-8077

11 福祉用具の再給付

障害者手帳をお持ちの方で、今回の地震により、益城町から給付を受けた福祉用具の使用ができなくなった方。 ※詳細はご相談ください。

【給付対象品】

◆障がい者日常生活用具

- 介護用ベッド ●入浴補助器具 ●たん吸引器 ●ネブライザー(吸入器)
- ストーマ装具 など

◆補装具

- 車いす ●電動車いす ●歩行器 など

【申請に必要なもの】

- 印鑑 ●障がい者手帳
 - り災証明書 ※コピー可 ※後日提出も可
- ※申請内容によっては、その他必要書類があります。

【問い合わせ先】

役場福祉課 ☎ 096-286-3115

12 入浴施設の無料開放

町民憩の家を無料開放しています。合わせて巡回バスも運行しています。

【入浴時間】

12:00～17:00 (16:30 受付終了)

※シャワー、サウナは使えません。

※シャンプー、石けんなどは、ご持参ください。

◆巡回バス**【巡回場所】**

益城町保健福祉センター ⇒ 益城町総合体育館 ⇒ 町民憩の家

【運行時間】

11:30～17:40 (1日9便)

【問い合わせ先】

町民憩の家 ☎ 096-286-4193 (12:00～17:00)

13 教科書および学用品の支給

【対象となる方】

住家の全壊、半壊により学用品を喪失または損傷し、修学上支障のある小学校児童、中学校生徒および高等学校などの生徒

※支給は現物支給となります。

※NPO法人などの協力を受ける場合があります。

※被害状況により支給を受けられない場合があります。

【支給対象品目】

ア 教科書及び正規の教材(辞書、図鑑などは対象外)

イ 文房具(ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規 など)

ウ 通学用品(運動靴、体育着、傘、長靴、カスタネット、ハーモニカ、笛、裁縫用具 など)

【申請手続き】

在籍する学校を経由して、申請書の提出が必要となります。

【問い合わせ先】

益城町教育委員会学校教育課 ☎ 096-286-3307

14 各証明書の交付手数料の免除

平成28年熊本地震で被災された方の経済的負担を軽減するため、次の場合、証明書の交付手数料を免除します。

【対象となる方】

平成28年熊本地震で被災された方

【免除できる場合】

- 地震により、公営住宅に入居する場合
- 地震により、国または地方公共団体の援助を受ける手続きで提出が義務付けられている場合
- 地震により、家屋などの滅失登記を行う場合
- 災害復旧のために保険金を請求する場合
- 災害復旧のために融資を受ける場合 など

【免除できる証明書の種類】

- 住民票など ●印鑑証明
- 印鑑登録証の再交付 ●各種税証明書
- 固定資産関係証明書

【必要なもの】

り災証明書 ※未交付の場合は、交付手数料免除申請書に被害状況についてご記入ください。

【問い合わせ先】

役場住民保険課（住民係） ☎ 096-286-3112

15 町税の納税猶予

平成 28 年熊本地震による被害の状況により、町税の納税を猶予（分割納付）できる場合があります。

【対象となる方】

平成 28 年熊本地震により被害を受けた方

【問い合わせ先】

役場税務課（納税係） ☎ 096-286-3116

16 町税の納付期限などの延長

平成 28 年熊本地震の発生を受けて、すべての税目において、平成 28 年 4 月 14 日以降に到来する申告・申請・納付など（不服申し立てに関するものを除く）の期限を延長します。

【対象となる方】

- 個人／熊本県にお住まいの方
 - 法人／熊本県に事業所がある法人
- ※固定資産税に関しては、益城町内に固定資産を所有している個人および法人

【延長の期限】

- 軽自動車税／8月31日
※平成 27 年度軽自動車税の納税証明書（継続検査用）の有効期限については、平成 28 年 8 月 30 日まで延長します。
- 軽自動車税以外の税目／後日改めてお知らせします。

【納付書発送予定】

- 個人住民税／7月
- 国民健康保険税／7月
- 軽自動車税／7月
- 固定資産税／8月

【問い合わせ先】

役場税務課 ☎ 096-286-3380

17 個人町県民税の減免

平成 28 年熊本地震により被害を受けた方は、被害の程度に応じて町県民税の減免を受けられる場合があります。

※今後、国からの通知などで減免割合や条件が変わる可能性があります。

※対象となるのは、震災日以後の納期分に限りです。

※平成 28 年度の納税通知書の発送は、7 月頃を予定しています。

※1 期目の納期限は、平成 28 年 8 月 31 日の予定です。

【問い合わせ先】

役場税務課 ☎ 096-286-3380

18 固定資産税の減免

平成 28 年熊本地震により被害を受けた方が、被害の程度に応じて固定資産税の減免が受けられます。

※今後、国からの通知などで減免割合や条件が変わる可能性があります。

※対象となるのは、震災日以後の納期分に限りです。

※平成 28 年度の納税通知書の発送は、8月上旬を予定しています。

※減免対象となる条件、減免申請の方法、その他詳細については納税通知書とともにお知らせを同封して発送する予定です。

【問い合わせ先】

役場税務課 ☎ 096-286-3380

19 国民健康保険税の減免

平成 28 年熊本地震により被害を受けた方は、被害の程度に応じて国民健康保険税の減免を受けられる場合があります。

※今後、国からの通知などで減免割合や条件が変わる可能性があります。

※対象となるのは、震災日以後納期分に限りです。

※平成 28 年度の納税通知書の発送は、7月頃を予定しています。

※1期目の納期限は、平成 28 年 8 月 31 日の予定です。

【問い合わせ先】

役場税務課 ☎ 096-286-3380

20 後期高齢者医療保険料の減免

平成 28 年熊本地震により被害を受けた方は、被害の程度に応じて後期高齢者医療保険料の減免を受けられる場合があります。減免を受けるには申請が必要です。

【対象となる方】

平成 28 年熊本地震により被害を受けた方で、その方の属する世帯の世帯主が居住する家屋が全壊または半壊状態の方

【必要なもの】

- 後期高齢者医療保険料減免申請書（窓口（益城町中央公民館内）に備え付け）
- 後期高齢者医療被保険者証
- リ災証明書（半壊以上）※コピー可
- 印鑑

【問い合わせ先】

役場住民保険課（保険年金係） ☎ 096-286-3113

21 国民年金保険料の免除

平成 28 年熊本地震により支払いが困難になった国民年金第 1 号被保険者は、保険料の免除を受けられる場合があります。

【対象となる人】

- 国民年金第 1 号被保険者で被災により住宅・家財などに 1/2 以上の損失があり、国民年金保険料の納付が困難な方（保険などによる補てんがある場合は、その分を控除）

【内容】

国民年金保険料納付の免除 ※ただし、保険料が免除されると将来受け取る年金の額が減少します。

【必要なもの】

- 年金手帳
- 印鑑
- リ災証明書 ※コピー可

【問い合わせ先】

熊本東年金事務所 ☎ 096-367-8144 役場住民保険課（保険年金係） ☎ 096-286-3113

22 介護保険料の徴収猶予

平成 28 年熊本地震で被災され、納付すべき保険料の全部または一部を一時的に納付することができないと認められる場合、納付義務者の申請によって、その納付できないと認められる金額を限度として、6 か月以内の期間に限って徴収猶予を受けることができます。

【対象】

次の各号のいずれかに該当すること

- ①第 1 号被保険者またはその属する世帯の生計を主として維持する方が、当該震災により、住宅、家財またはその他の財産について著しい損害を受けた場合
- ②第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する方が死亡した場合、または心身に重大な障がいを受け、もしくは長期間入院したことによりその方の収入が著しく減少した場合
- ③第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する方の収入が、事業または業務の休廃止、事業における著しい損失、失業などにより著しく減少した場合

【申請】

徴収猶予の申請をする場合は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明できる書類が必要です。

- ①第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する方の氏名、住所および個人番号
- ②徴収猶予を受けようとする保険料の額および納期限、または年金給付から徴収される特別徴収保険料額
- ③徴収猶予を必要とする理由

【問い合わせ先】

役場いきいき長寿課 ☎ 096-286-3114

23 介護保険料の減免

【対象となる方】

次の 1～3 をすべてを満たす方

- 1 次の各号のいずれかに該当すること
 - ①第 1 号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する方が、当該震災により、住宅、家財またはその他の財産について著しい損害を受けた場合
 - ②第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する方が死亡した場合、または心身に重大な障がいを受け、もしくは長期間入院したことによりその方の収入が著しく減少した場合
 - ③第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する方の収入が、事業または業務の休廃止、事業における著しい損失、失業などにより著しく減少した場合
- 2 熊本地震で被災され、受けた損害の程度がその住宅、家財またはその他の財産の価格の 10 分の 3 以上であること
- 3 世帯の前年中の合計所得が 1,000 万円以下であること

【申請期限】

- ・普通徴収(納付書または口座振替でのお支払い)の方 …納期限の 7 日前
- ・特別徴収(年金から控除)の方 …対象年金支給月の前々月の 15 日前

【必要書類】

- 1 次に掲げる事項を記載した申請書
 - ①第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する方の氏名、住所および個人番号
 - ②減免を受けようとする保険料の額および納期限、または年金給付から徴収される特別徴収保険料額

③減免を必要とする理由

2 減免を受けようとする理由を証明できる書類

【減免期間】

減免の事由が発生した月から1年以内の保険料

【減免割合】

損害の程度	前年中の合計所得金額	減免割合
10分の5以上	500万円以下	全部
	500万円を超え750万円以下	2分の1
	750万円を超え1,000万円以下	4分の1
10分の3以上 10分の5未満	500万円以下	2分の1
	500万円を超え750万円以下	4分の1
	750万円を超え1,000万円以下	8分の1

※事務処理の都合で、減免決定後に年金から控除される場合がありますが、後日、控除された額のうち減免額分を還付しますのでご了承ください。

【問い合わせ先】

役場いきいき長寿課 ☎ 096-286-3114

24 医療保険の窓口負担、介護保険サービス利用料の免除

平成28年熊本地震により被災され、下記の【免除要件】に該当する方が、医療機関を受診したり、介護保険サービスを利用する場合、免除要件に該当する旨を医療機関や介護サービス事業所などの窓口にて申告していただくことで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料の支払いが猶予されます。また、町により要件に該当することが確認できれば、猶予された一部負担金（窓口負担など）は後日免除されます。

※介護保険サービス利用料の免除につきましては、後日申請が必要です。

【免除対象期間】

平成28年7月末まで

【免除要件】

- ①住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をされた方
- ②主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負われた方
- ③主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④主たる生計維持者が業務を廃止、または休止された方
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

※施設に入所されている方など、免除を受けられない場合があります。

【対象となる保険等】

- 国民健康保険 ●後期高齢者医療保険
- 介護保険 ほか

【問い合わせ先】

国民健康保険、後期高齢者医療保険については、役場住民保険課（保険年金係）☎ 096-286-3113
介護保険については、役場いきいき長寿課 ☎ 096-286-3114

25 障がい福祉関係サービスの利用者負担の免除

平成 28 年熊本地震により被災された方で、障がい福祉関係のサービスについて利用者負担のある方に対し、平成 28 年 7 月サービス利用分まで利用者負担の免除を行います。対象となる方は、お早めにご相談ください。

【対象】

- ①住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をされた方
- ②主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負われた方
- ③主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④主たる生計維持者が業務を廃止、または休止された方
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

【対象サービス】

- 障害福祉サービス ● 障がい児通所支援
- 補装具 ● 日常生活用具
- 障がい児入所支援

【問い合わせ先】

役場福祉課 ☎ 096-286-3115

26 保育所など保育料の減免

平成 28 年熊本地震の発生により熊本地震により被災された方は、保育料の減免を受けられる場合があります。詳細については、決定次第お知らせします。

【対象となる方】

平成 28 年熊本地震により住家に全壊、半壊の被害を受けられた方

【必要なもの】

- 罹災証明書 ※コピー可

【問い合わせ先】

役場こども未来課 ☎ 096-286-3117

27 水道料金および下水道使用料の減免など

平成 28 年熊本地震の発生により長期にわたる断水や水圧低下、濁水などが発生したため、上下水道の使用料については次のとおりとさせていただきます。

◆ 4 月使用料 = 免除

◆ 5 月使用料 = 「上水道」・「井戸水」・「上水道と井戸水の併用」の世帯の基本料金を減免

※基本料金（8 m³までの使用料）= 水道料金 1,037 円、下水道料金 1,028 円

◆ 6 月使用料以降（6 月検針分以降）= 通常どおりの料金

※平成 28 年熊本地震での家屋被害により、上水道や井戸水の使用ができなくなったお宅については、早めに閉栓届の連絡を行ってください。

※上下水道料金のお支払いが指定する期間内に困難な場合は、下記までご相談ください。

【問い合わせ先】

益城町水道センター ☎ 096-286-6880

益城町浄化センター ☎ 096-286-1131

28 公金(税、使用料など)の納付について

当面の間、町の公金(税金や使用料など)の納付は、仮庁舎会計室(益城町中央公民館裏プレハブ内)ではできません。各金融機関またはコンビニエンスストアで納付いただきますようお願いします。

【納付できる場所】

◆金融機関

- 肥後銀行本・支店 ●熊本銀行本・支店 ●熊本第一信用金庫本・支店
- 熊本信用金庫本・支店 ●上益城農業協同組合本所・各支所
- 九州内のゆうちょ銀行または郵便局

◆コンビニエンスストア

- セブン-イレブン ●ローソン ●ファミリーマート
- ココストア ●エブリワン ●デイリーヤマザキ
- サンクス ほか

【問い合わせ先】

役場会計課 ☎ 096-286-3201

29 児童扶養手当の所得制限解除

児童扶養手当の受給額が所得制限により全部または一部停止となっている方で、平成28年熊本地震の発生により住宅などに損害を受けた方に対して、停止を解除し全部支給とすることができます。解除を受けるためには申請が必要です。

【対象となる方】

現在、児童扶養手当の受給額が所得制限により全部または一部停止となっている方で、平成28年熊本地震により住宅などにその価格の1/2以上が損害を受けた場合

※本年中の所得が一定額以上となった場合は、全部停止または一部停止の解除によって受給した額を返還することとなります。

【必要なもの】

- 児童扶養手当被災状況届 ●り災証明書 ※コピー可
 - 被災の程度が確認できる写真
- ※申請前にご相談ください。

【問い合わせ先】

役場こども未来課 ☎ 096-286-3117
上益城福祉事務所 ☎ 096-282-0215

30 災害ボランティアの派遣

今回の地震により被害を受けた家の中の片付けなど、お手伝いをします。

【依頼方法】

電話かファックスで益城町災害ボランティアセンターへお申し込みください。

※ボランティアの派遣調整に、少々お時間をいただきますので、よろしくお願いします。

※危険を伴う作業など、対応できない内容もございます。

【問い合わせ先】

益城町災害ボランティアセンター ☎ 090-8348-2644、090-8348-2559
FAX096-289-6091

31 情報の発信(当面の発信媒体)

町の情報などを随時発信しています。

◆益城町災害FM(周波数 89.0 MHz)

町のお知らせや生活情報を毎日放送しています。

【放送時間】 ※()は再放送

- ① 9:00 (10:00) ② 12:00 (14:00) ③ 15:00 (16:00)
- ④ 18:00 (19:00 から 1 時間おき)

◆益城町ホームページ

随時更新しています。

◆広報ましき災害臨時号

避難所に掲示および配布、一部の公民館などに掲示しています。

◆益城町防災行政無線

緊急を要する情報を一斉放送します。

【問い合わせ先】

役場復興課 ☎ 096-286-3210